

指定管理者を非公募により選定する理由

令和8年度 選定

施設名称	久留米市体育施設（田主丸地域）
設置目的	市民の体位向上及びスポーツ振興を図るため
施設に関する 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の利用等受付、許可等に関する業務 ② 施設・設備の維持管理及び修繕に関する業務 ③ 施設利用者の利便性向上に資する業務 ④ 施設の利用促進、スポーツの啓発等に関する業務

団体名	特定非営利活動法人田主丸カル・スポクラブ
次期指定期間	令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）
非公募とする 理由	<p>田主丸カル・スポクラブは、地域住民の自主的・主体的な運営による地域密着型のスポーツ組織として国が育成支援を進める「総合型地域スポーツクラブ」である。久留米市は、市スポーツ推進計画で「総合型地域スポーツクラブ」を地域スポーツの担い手と位置づけ、連携・協働した各種事業や活動の安定化を図る取組などを進めるとともに、スポーツを通じた地域課題の解決やコミュニティ活性化の役割も期待しているところである。</p> <p>当該クラブの活動エリアに位置する本施設は、日常的なスポーツ実施のほか学校部活動やコミュニティ活動など、地域密着型施設として主に田主丸地域の住民に利用されている。当該クラブは、そういった本施設の特性等をふまえた管理運営を担うことも念頭に、行政主導のもと地域団体・住民で設立された団体であり、地域の実情を熟知のうえ平成15年から管理運営に携わっている。施設を活用した様々なサービス提供や円滑な利用調整などの十分な実績を有し、地域住民がスポーツに親しむ環境づくりと活動の活性化等に継続的に取り組む「総合型地域スポーツクラブ」として、地域スポーツの牽引役となっている。</p> <p>当該クラブが本施設を管理運営することで、田主丸地域における「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」という市スポーツ推進計画の基本理念の実現や、部活動の地域展開といった市の課題解決が効率的、効果的に図られるため、非公募とする。</p>
根拠	久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第2条4号

施設所管課	市民文化部体育スポーツ課
-------	--------------